

京都市子ども・子育て会議 第7回幼児教育・保育部会
会議録

日 時	平成26年7月30日（水）18:00～21:00	
場 所	キャンパスプラザ京都 2階 ホール	
出席者	委員	安藤和彦委員，石垣一也委員，一村大輔委員，井上直樹委員，柿沼平太郎委員，加藤和子委員，河嶋喜矩子委員，川島由里子委員，熊谷知子委員，白井敞子委員，藤本明弘委員，升光泰雄委員，丸橋泰子委員，矢島里美委員，吉田正幸委員
	特別委員	阪井一代委員
欠席者	委員	天野珠路委員，中武由美子委員，中西拓委員，畑奈津子委員，畑山博委員，藤木恵委員
次 第	議題 (1) 市営保育所の今後のあり方について（審議） (2) 幼児教育・保育の提供体制について（審議） (3) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制について（審議） (4) 京都市未来こどもプランの次期プランについて（審議）	

○安見児童家庭課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第7回 京都市子ども・子育て会議 幼児教育・保育部会を始めさせていただきます。皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の司会を務めさせていただきます、児童家庭課長の安見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知りいただくため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。また、本市においては現在クールビズを実施しておりますため、軽装で失礼しております。御了承ください。

本日の会議に当たりまして、事前に資料を送付すべきところ、準備の都合上、事前の送付ができませんでしたことを、お詫び申し上げます。会議の終了後に何か質問がおありの場合は、質問票に御記入のうえ、事務局宛にて御送付いただきますようお願いいたします。

本日の会議につきましては、特別委員を含めまして、22名の部会委員に御参画をお願いしております。本日、天野委員、中武委員、畑委員、畑山委員、藤木委員、中西委員におかれましては、所用のため欠席されるとの連絡をいただいております。「京都市子ども・子育て会議条例施行規則」第2条第3項におきまして、部会は、その部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができないこととされておりますが、本日は、現時点におきまして委員22名中16名の方の御出席をいただいておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

次に、資料の御確認をお願いいたします。委員の皆様のお席には、本日の4つの議題の資料といたしまして、資料1-1から資料4-3までを御準備しております。不足等がございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、本日の議事に移らせていただきます。ここからの議事進行につきましては、安藤部会長をお願いしたいと存じます。安藤部会長、よろしくお願いいたします。

○安藤部会長

それでは、以後、私の方で進行させていただきます。本日も審議内容が盛りだくさんとなっております。初めに「市営保育所の今後のあり方」について、第5回の部会に引き続き、御審議いただきたいと考えております。その後、「幼児教育・保育の提供体制の確保」、「地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保」について、「京都市未来こどもプランの次期プラン」について審議していきたいと考えております。会議の予定としては20時頃までを目途として進めてまいりたいと思います。限られた時間の中で審議を深めていくため、効率的な議事運営に御協力をお願いいたします。それでは、まず、1つ目の議題の「市営保育所の今後のあり方」について、事務局から説明をお願いします。

1 市営保育所の今後のあり方について

事務局（坂本公営保育所担当課長）から、資料1-1、資料1-2を用いて、市営保育

所の今後のあり方について説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、お願いしたいと思います。なお、発言に当たりましてはお名前をお願いいたします。

○矢島委員

京都市日本保育協会の矢島でございます。1ページのところで、24年5月に、24年度から28年度までの5年間を射程とする「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針」が社会福祉審議会から最終意見として提出されました。それ以後の現状がどのようになっているのかお聞かせいただけたらと思います。

○坂本公営保育所担当課長

社福審以後の市営保育所と民間保育園の現状の変化についてでございます。4ページの下の表に年度途中の児童の増加率を挙げておりますが、先程御説明させていただいたとおり、年度途中の児童数の増加率につきましては、平成22年度は市営保育所の方が民間保育園の増加率を大きく上回っている状況でございました。それが近年市営保育所でも年度当初から多くの児童を受入れてきておりますので、増加率について大きな差が認められなくなってきた状況だと考えています。もう1つ変化としまして、5ページの上に障害児加配の対象となる児童数という表がございます。経年比較できない表になっているのですが、民間保育園の障害児の受入れというのは、平成26年3月31日現在で合計1,014名、市営保育所が257名ということで、入所児童に対する割合は民間保育園と比較すると、市営保育所は大きくなっています。ただ、先程障害児の認定方法を見直したと申上げましたが、民間保育園の1,014名という数字は前年度、平成24年度の795名と比較すると約220名増加しており、これは認定方法の見直しによって公民の差が少し縮まってきているという認識をしております。大きな現状の変化はこの2点と考えております。こうした変化を踏まえまして、行政直営の保育所としての役割を一定見直す必要があると考えております。

○河嶋委員

京都聖母女子短期大学の河嶋と申します。3ページの基本的な考え方の3つ目のところですけれども、公民の役割分担を踏まえ、更なる民間移管を進めると書いてございます。現在5つの移管が進んでいるということですが、この更なるというのはどのような意味なのでしょう。

○坂本公営保育所担当課長

現在の基本方針におきまして、民間移管に取り組むこととしており、単独乳児保育所と特に市営保育所が5箇所集中してございました南区の保育所ということで、単独乳児保育所が3箇所、南区の保育所が2箇所の計5箇所の民間移管に取り組んでおるところですが、それに加えて、新たな民間移管に取り組んでいくということでございます。

○藤本委員

京都府私立幼稚園連盟の藤本です。同じく3ページの今後の方向性の2つ目のところに、民間での取組状況を踏まえ、民間保育園や私立幼稚園と十分に連携しながら、市営保育所について、モデル的に認定こども園への移行を検討すると書いてありますが、我々にも移行の意向調査をされましたが、具体的にいつ頃というような見通しを持っておられるのかどうかということと、そもそもずっとこの京都市の会議も待機児童の解消というところが1つの大きな方向だったと思いますが、市営保育所が認定こども園になることで、その待機児童の解消ということに本当に寄与するのか、むしろ定員内に幼稚園の部分をもし持たれるのであれば、収容できる保育に欠ける2号、3号の子どもは減るわけですから、ちょっと矛盾するんじゃないかなと直観的に思いました。それから連携されるのは公立幼稚園ということをお考えなのか、それであればその場合の幼稚園の利用者負担額も具体的にある程度絵を描いておられるのか。つまり公定価格の中で運営されることになりますので、その辺り民間保育園、私立幼稚園との利用者負担額の差が大きく生じることがないようにされるのか。その辺り今の時点でお聞かせいただければと思います。

○坂本公営保育所担当課長

認定こども園への移行の検討についてでございますけれども、具体的にいつ、どのような形で移行するかというのは現在のところございません。今実施させていただいている意向調査の結果も踏まえながら、民間での取組も参考にしながら、慎重に取り組んでいきたいと考えております。ただ待機児童の関係で、現在の未入所児童の状況を考えますと、保育の枠というのは維持する必要があると考えております。そういった形での移行を検討したいという風に考えております。また、利用者の負担についても、これから検討していく段階でございます。

○藤本委員

これも書いてあるとおり、特にやはり民間保育園とか私立幼稚園とは十分に連携していただきたいと思います。

○吉田委員

今の議論の関連でございます。仮に幼保連携型になれば1号認定の定員は0でも構わないので、保育が必要な児童の枠は確保ができると。色々なやり方がありますので、それは御検討いただければ何の問題もないと思っております。ただ、今藤本委員がおっしゃったように公立幼稚園の問題が1つございまして、国の制度としては本来、公私は同じ保育料徴収基準で、同じ条件の子どもは同じ保育料というのが基本だろうと思っております。私立は施設型給付で国の財政措置が入っておりますが、公立は一般財源ですので、地方自治体の裁量だろうとは思いますが、新制度は公立幼稚園も含んでございまして、公立幼稚園のことも踏まえて御検討いただければと思います。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。3ページの移管に当たっての取組の中で、保育

園を運営している社会福祉法人等に加えて、今度新しく私立幼稚園を運営している学校法人等が対象になるということですが、これはあくまでも全て市内で事業をされている法人であって、他府県とか他市町村の法人、例えばよく我々にも何々県の公立保育所を運営されませんかという案内が来ますが、そういうようなことは考えておられてないのですか。

○坂本公営保育所担当課長

市内で考えております。

○矢島委員

京都市日本保育協会の矢島でございます。市営保育所の今後の方向性について、意見でございます。市営保育所においては子育て支援のための専任の保育士を配置されたり、関係機関とのネットワークづくりを大変幅広くされているというのは十分承知させていただいております。私ども民間保育園におきましても地域の子育て支援に積極的に取り組んではいるのですけれども、市営保育所さんだからこそできる行政直営の取組があるのではないかなと思っています。特に他の行政機関と連携が取りやすいということも踏まえまして、例えば緊急性を要する虐待児への対応など、積極的に取り組んでいただければ大変嬉しいなと思います。

○坂本公営保育所担当課長

虐待児に関する取組については、市職員が担っていく役割は大きいという風に考えております。市営保育所におきましても現在積極的に受入れには努めておるのですけれども、一方で民間保育園さんにも頑張って受け入れていただいているという状況もございますので、今後は市営保育所で受入れることに加えまして、委員におっしゃっていただきましたように他の機関との連携を更に深めまして、地域における支援のネットワークの形成などの役割も担っていきたいと考えております。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。他にございませんようでしたらこの議題についての審議はここまでにしたいと思います。

それでは次の議題に進みます。2番目、「幼児教育・保育の提供体制について」、事務局から説明をお願いします。

2 幼児教育・保育の提供体制について

事務局（長谷川施設整備担当課長，荒木担当課長）から、資料2-1、資料2-2を用いて、幼児教育・保育の提供体制について説明。

○安藤部会長

では今の説明について、質問等がございましたらお願いいたします。

○吉田委員

2つ御質問でございます。資料2-1の2ページ目、「2 提供体制確保の基本的な考え方（案）」で、2号認定のところア、イとあって、8. 5時間以下の者が、全体の半数近

くを占めるとなっていますが、8.5時間というのはとても微妙で、新制度だと8時間を超えなければ保育短時間で、超える場合は保育標準時間で11時間までとなっていて、これが8時間となっていれば分かりやすいのですが、それも含めてこのお考えというのはどのようにされているのですか。

○長谷川施設整備担当課長

おっしゃるとおりで、これが8時間であれば非常に分かりやすいのですけれども、現状統計のデータとして一番短い時間というのが8.5時間ということと、提供体制を検討するに当たっては月の就労時間、今64時間なのですけれども、これを48時間まで引き下げるといってもございますので、そういったことも勘案しますと8.5時間で45%になっていますけれども、多少上振れはしてくるであろうということも想定されるということで、ここでは半数を幼稚園の預かり保育でという想定をしたものでございます。

○吉田委員

もう1点、要はデータを持ち合わせていないので、ざっくり50%としているということですが、今後新たに確保する部分ということですからその部分を幼稚園の預かり保育でカバーできるだけのキャパが果たしてあるのか。どこかにも書いてありますが、基本的には2号、3号は区域設定をしてその区域内で需給調整を図るということでございます。一方、幼稚園の一般的な預かり保育利用というのは在園児ですから、園バス等でかなり広域的に来られている。しかし、ここでいう供給体制は基本的には区域内でということで、区域内で50%ということが、可能だろうと検討はつけられているのでしょうか、この文章の中ではその辺がよく見えないものですから、その辺はどのように勘案されたのでしょうか。

○長谷川施設整備担当課長

まず最終的に2号認定で確保すべき量というのは2,248人であると。その半分というのが1,124人ということなのですけれども、市内に私立幼稚園は100園弱ございますので、おしなべて各園10人強実施していただければ確保できるんじゃないかなと、こういうことで仮定をしているわけでございます。それと提供区域間のことにつきましては、おっしゃるとおりここは区域間の調整というのも実際に見ていくと必要になってくることは十分想定されますので、区域内で提供体制を確保することを基本的な考え方としては置いていますけれども、区域間を具体的にみていく中では区域をまたぐ調整ということも出て来ようと、このように考えております。

○安藤部会長

今の話に関係してですけれども、私立幼稚園さんで50%という文章がここに入っているわけですが、実際私立幼稚園の皆さんいかがでしょうか。

○藤本委員

藤本です。2号の、いわゆる3、4、5歳の子どもについては、実際に長期休業期間中とかあるいは平日の保育を更に延長するという形で、今年度からかなりの園が実施をして

います。うちも今日は夏休みですけれども、子どもたちは来ていました。2号の子どもに関しては、来年4月から99箇所全てが実施するという事はやはり現実厳しいと思いますが、かなりの割合が取り組める所です。ただ問題はやはり3号の子どもたちを同じくできるかということですね。現実問題ちょっとまだハードルが高いなど。特に来年4月からじゃあやってくださいと言われても、まず設備の問題、それから保育士確保の問題、相当ハードルが高いわけなので、安易に見通しが無いまま手を挙げるということはやはり無責任なことです。しばらく時間をかけないといけないのかなというのも本音です。ただその一方で先程吉田委員も触れられた、いわゆるこの8.5時間なのですが、8時間と11時間との切れ目で違ってくるのかなというのが1点と、例えば短時間の利用、8時間というところに私立幼稚園としてはある程度最初はウェイトを置きながらやっていくということになったときに、その辺りをぜひ行政のレベルで、福祉事務所でうまく調整をしていただけると。やはり民間保育園に絶対というような思いばかりが強調されてしまうと、せっかく我々も8時間なら門戸を開けてというようなことに、全然光が当たらないということになっていけないので、ふたが開いてからのことですから、8時間の利用を希望される方は幼稚園も、というようなことをうまく申請の時点で連携を取っていただきたいというのが現実的にはあります。それからもう一つ、もっと更に言うと、本当はこれはなかなか難しいでしょうけれども、京都で可能であれば、特に3号の子どもはいわゆる8時間11時間と合わせて300日ほど開所が要件になっていますが、この辺りのハードルも何とか検討できないのかなと。その辺りでもし検討していただければ3号の子どもを受皿に私立幼稚園がなるということも可能だと思うのですが、要は11時間開所プラス300日開所ということが抱き合わせで、絶対に崩せないとなると、実際にはこの書いていただいているプランはなかなかしんどいというのが現実だと思うので、その辺りがかなり難しいことにはなるかと思いますが、その辺をぜひ市長もおっしゃっている京都ならではということで絵を描いていただけたら大変嬉しいなと思います。

○安藤部会長

他に幼稚園関係の委員さんいかがでしょうか。

○熊谷委員

市民公募委員の熊谷です。私ども私立幼稚園としてどうにか待機児童対策をできないかと考えてみたところ、藤本委員が言ってくださったように、小規模保育事業をじゃあやろうかとなった場合に、待機児童の解決ということでやはりフルタイムの方が優先されるということになりますよね。でも、連携施設として幼稚園はやはりパートの方が多いというのが現実ではあると思うのですが、そのパートの方が入れなくなると、兄弟で違う施設に行かなくてはならないということになってしまうなと思っております。例えば、幼稚園では連携施設である幼稚園に通っている兄弟がいれば入れるとかいうことがあるのかなと思ったり、一時預かり事業の実施に関しましても、例えば幼稚園は家庭において過ごしている子どもたちのための子育て支援活動としまして2歳児クラスというのが段々増えてきて

いると思うのですね。でも、それに対する補助金制度というのは無いに等しいものでして、幼稚園が実質負担してやっているという部分でありますと、この未就園児を対象とした一時預かり事業をお引き受けすると、そちらの方がずいぶんと安くなってしまうと、なかなかそういうバランスを取ることは難しいなと思っています。やっぱり細かくやっついこうとなると色々な細かなことが出てきて、やはり今の私立幼稚園が未就園児の子どもたちを幼稚園だけの采配で預かっているという部分で、今度の子ども・子育て支援新制度は全ての子どものためということでもありますから、そちらに対してもそういう補助がいただければ何とかバランスが取れると思うのですが、その辺りのバランスが今なかなか取れないということを考えているところです。

○升光委員

私立幼稚園協会の升光です。今幼稚園関係者3人目ということなのですが、議論の前提で少子化時代の課題というのがあったと思うのですね。提供体制の確保ということは人数がニーズ調査から想定されて、それに対しての確保をしなくちゃいけないというのは確かに今の社会の未来に向けての課題だと思いますので、それをどう確保するのかということとそういう算段をしなければいけないのだと思うのですが、ただ同時にやはり現実として示されて枠が作られていくとどんどん変わってくると思うのですね。何が変わってくるかと言うと、枠があるならじゃあ11時間利用しようという生活スタイルの変化とかですね。この新制度が子どもたちの少子化の時代の中で、京都で本当に少子化の課題を引き受けて、未来に向けて本当に子どもたちが豊かに育って行って、家庭の中で子どもも育つという社会構造を作ろうと思うのなら、提供体制をこういう形で示さなければいけないのは確かだけれども、同時にそれが確保されていくような、更に2倍、3倍の、どんどん子どもたちが長い時間施設の中で過ごすのではない形というのを作っていかなくてはいけないのかなと。保育所ですとこれまで担ってきた、働いているお父さん、お母さんたちに対する体制と、私立幼稚園も11時間預かってくれる体制ができたのかという社会の小さな子どもたちが過ごす施設がみんなそのところの器でどんどん未来に向かってイメージされていく中で、本当に少子化の時代の課題を京都市の文化として引き受けられるのかなというのが非常に心配なのです。だから先程藤本委員の話でもありましたけれども、何とか書類としては国に出さなければいけないと、提供体制とか。でも本当に具体的現実を作っていくときに、本当に京都の中での1番大切な方を引き受けられる手だてを柔軟に作るべきなのではないかなという気はしています。同時に幼稚園が非常に引き受ける覚悟をしないと、提供体制の確保で幼稚園も50%ということですが、3号の子どもたちの問題を連携するという形なのですよね。だから全ての園が連携することを想定して小規模保育事業による提供体制を確保することで、私立幼稚園が3号の子どもを引き受けることから始まると。もちろん幼稚園の中でそういう小規模保育事業を展開するということも含めてということですが、環境的に引き受け切れるのかなというところが非常に心配です。

○藤本委員

資料2-1の3ページ目「(3) 提供体制(案)」のところで、いわゆる3号の子どもの地域型保育事業、これを幼稚園が担ったらということで、31年度で1,124人担ってほしいと。これは小規模保育事業だとして最大の19人で割ると59.1となるのですね。そうすると99箇園中60箇園が実施をしないとこれをクリアできないと。これは相当ハードルが高いかなと。6割の私立幼稚園が小規模保育事業をやると、8時間か11時間は別として300日開所することになると、現実的には絵に描いた餅になる可能性はあるかと。そうなってくると、教育・保育施設の方で吸い取っていかなければならない。そうするとまた京都市の方も非常に財源的に、新たな箱を作ったり、もう子どもが減っていくにも関わらずそういう引き出しを作らなければいけないというところで、何とか私立幼稚園も頑張るのですけれども、その辺で折り合いをつけていただけるような知恵を出していただくと、6割近いところに近づけるのではないかなと思います。

○安藤部会長

ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○長谷川施設整備担当課長

まずこの資料の書きぶりなのですけれども、先程口頭では申し上げたのですが、3号認定の地域型保育事業の中には、全て幼稚園でということではなくて、荒木から説明がありましたけれども、認可外保育施設の認可化や事業所内保育に地域枠を設定されるという部分等も入って来ようかと思っております。ただ今藤本委員から試算が示されましたけれども、かなりの量をここで確保するという想定をしておりますので、これを実現するためにはある程度幼稚園業界さんの御協力が必要かと考えております。全てフルスペック、保育標準時間ということではなくて、小規模保育でも8時間開所、保育短時間ということはできますし、それについては福祉事務所の方と入所調整の中でしっかり調整していくということは今後検討していく必要があるかと考えております。それとやはりしっかりと行政の方からもどういうことが可能なのかということについては、やっていただける業界の方にもきっちりと分かりやすく説明をしていく必要があるかとは思いますが、色々な可能性を皆さんと考えていく中で、これは実現をしていきたいなと思います。あと、開所日数については今実際開けないといけないという感じになっておりまして、これについては国への働きかけも含めて検討してみるということになるかとは思いますが、現行の制度の形においてはそこについてはなかなか難しい問題が残っているのかなということでございます。

○荒木担当課長

補足も含めまして御説明いたします。藤本委員、升光委員からもございましたが、制度上小規模保育事業につきましては保育短時間のみの定員設定が可能になりますので、そこに、例えば8時間を超える9時間のお子さんが1人でもいらっしゃればこれは標準時間11時間開所しなければならないとなりますが、当初からうちの小規模保育事業所では8時

間までの子どもしか対象にしませんという形で認可申請をされますと、それを認めることになりしますので、結果的に8時間までのお子さんのみという形になって参ります。そうなりますと福祉事務所の方では短時間の子どもだけをあっせん、紹介させていただくという形になります。もう1つは300日という大きなハードルがあるのですが、土曜日も開所することで公定価格は定まっておりますので、これは今のところ仕様がなにかと。ただ土曜日を常態的に開けない場合については減算措置というのもございますし、結果的にもかもしれませんが、土曜日に入るお子さんが誰もいらっしゃらなければ、開所する必要はない。当然減算はされますが、そういう仕組みにはなっています。

○吉田委員

まず大事にしなければいけないのは今回の新制度というのは需要と供給のバランスは分かるのですが、供給側の発想とか供給側の都合ではなくて、需要の側を主体として、そこに質の高い、量も確保された教育をしましょうというのがベースでございますので、今色々お話が出たことについても基本的には保護者、利用者の側が選択をしますので、小規模の保育短時間の施設で十分ですという方もいれば、フルタイムで働いていて物理的に無理なので別の施設を選択するという方もいるので、利用者に寄り添った形でなるべくそれに対応できる供給を確保するというのが基本だろうと思います。それからおそらく共通理解だろうと思いますが、念のためこの2号認定に係る確保すべき提供体制の半分を幼稚園の預かり保育で確保するというので、幼稚園の預かり保育を利用すればこれは2号認定ではございませんので、あくまでも新制度で選択した場合のみ2号認定ということですから、そうすると例えば小規模を活用して、小規模も各幼稚園が直営でやる場合もあれば、社会福祉法人がやったり、NPOがやったり、これは供給過剰でなければやりたいという人が基準を満たせば認可しなければいけないので、幼稚園だけという話には当然ならず、多様な参入主体になると思うのですが、小規模を利用している場合は3号認定になって、仮にそのまま保育所にいけば2号認定になりますが、幼稚園の預かり保育を利用する場合は認定なしとなって、一応需給上は2号認定相当の方がここで吸収されるという発想で、2号認定そのものではないということは確認をしていただいた方が良いのかなと思います。

それから升光委員のお話にもございましたが、ここだけで議論すると必ずそこに行って答えが出なくなりますので、おそらく京都もそうだと思いますが、新しい次世代法に基づいて、ワーク・ライフ・バランスをしっかりとやろうということと常にセットで考えていかないと、保育の供給だけでどうこうという話ではそもそもない。生き方、暮らし方も含めて今後働き方を見直すということを常にセットで考えていくべき課題で、保育だけの話ではそもそもないということも共通理解していただければという風に思います。

○柿沼委員

全国認定こども園協会の柿沼と申します。今吉田委員の方からもあったように同じことを考えながらお話聞いていたのですけれども、3年程というお話が出たと思うのですけれども、経験者としてお話ししますと、小規模プラス幼稚園という形は多分全国的に人口減に

なっているエリアだとかの幼稚園さんが今まで経験している。私の園も実は認可外保育所を2歳までやって、そこから幼稚園に繋いでいます。そうするとどうということが起こるかと言うと、3号の子ども、要は保育利用をやっている子どもがいるとフルタイム就労の人を預かるわけなので、そうすると必然的に300日開所をして、また11時間開所するわけですね。そうするとその子たちが幼稚園児になったときにどうなるかと言うと、実はフルタイムに対応する預かり保育をしていないと他の保育所を探さなくちゃいけなくなります。そうでないと就労が続けられなくなりますから。なので、幼稚園の方の預かり保育も利用して、お盆の期間ももちろんやりますし、土曜も必要があれば開所をするし、そういうことで進んでいく。そうすると認定こども園の形になっていくと。そうして幼保連携型認定こども園になっていくと、児童福祉施設と学校教育施設ということで、きちんとした機能に対する価格、配置がついてくるということで、同じことをやりながら幼稚園プラス小規模の先にあるのは、対応していくと実は認定こども園の形になっていくということが経験としてあるのですね。もちろん小規模を8時間、短時間で切って、預かり保育に対応する園もあっても良いでしょうし、またやっていくとフルタイムの子をどうすると、3歳になったら他の施設に行ってしまうと。今まで集団生活に慣れてきた子がまた保育所を探さなくてはいけない、また別の施設で受け入れを可能にしなければいけないと。預かった先生たちも非常にその辺は苦勞するわけですね。そうすると施設側が対応していく。就労している方は安心した場所で0～5歳、就学期まで預けたいと思うのが普通ですので、それに対応していくと認定こども園の形になっていくと。なので、この事業計画のイメージの中で、もちろん今最初の段階としては小規模プラス幼稚園という形で対応していくというのは、最初の入り口としては良いのかもしれないなと思っていたのですが、この事業計画のところで将来的な認定こども園への移行も想定したということになっているのでこれはこれで良いと思うのですが、経験した者としてはそういう形が出てくるので、その際には利用者の立場を考えると認められる制度になると良いと思います。

○安藤部会長

ありがとうございました。保育園関係の委員さんは何かございませんでしょうか。

○井上委員

保育園連盟の井上でございます。御考慮の上でこういう数字を出されたというのはよく分かります。その中で50%が一時預かりとされているのですが、私も色々な研修を受けながら、今回教育標準時間と保育短時間、現在京都の場合は8.5時間というのが特例保育と通常保育の切れ目ですから、この8.5時間というのが出てきたのでしようけれども、今度から8時間、あるいは11時間になった場合に親御さんの選択は、吉田委員さんもおっしゃっていたと思うのですが、それで可能な方で、プラスはやはり保育料だと思っておりますが、一時預かりで見てもらった方が負担が少なければ一時預かりを利用されると思いますし、逆に保育園に安い保育料で見てもらえるのならばあえて一時預かりを利用するよりは保育園の方が良いだろうとか、その辺の親御さんの選択がこのように行ってくれるのか

どうなのかということはこれから出てくる保育料次第だと思います。もちろん幼稚園さんの方が一時預かり、それも夏休みも開けていただくことが可能ならば、かなりの方がもしかしたらその選択をされるかもしれないですが、やはり夏休みは多少なりお休みされるとなると。御案内のとおり保育園はお盆休みも認められていないですし、もちろん4月1日から3月31日まで保育ですから、そのような対応が可能なのかどうなのか。もちろん保育園に来ている子どもたちの中でも夏休みを10日ぐらい取るお子さんもおられますし、土曜日は確実に休むお子さんもおられるのは事実ですから、そういう数値によってはこの見通しは難しいのではないかというのがちょっと懸念されるかなと思います。

○吉田委員

資料2-2の3ページ目「4 事業計画の記載内容のイメージ」ということで、基本的にはこれはこれで構わないと思うのですが、移行も想定した幼稚園における預かり保育の充実とか、小規模保育、一時預かりの実施とかが色々書いてあるのですが、そういう意味で言えばできればここにもう1つ、今度は保育所が認定こども園に移行することを想定して、保育所における幼児教育の充実のようなことを当然入れていただいた方が良いのではないかと。あまり厳格にやる必要はないと思いますが、一応制度上は学級制、学年制で、クラス編成をして、クラス単位に見ていくとなっておりますので、保育所から移行する場合はしっかりとそういった幼児教育を確保するというのを盛り込んでいただいた方がバランス的にも良いんじゃないかと思います。要望でございます。

○藤本委員

資料2-2の2ページ目の2で確認なのですが、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行の促進ということで、これは幼保連携型に移行するというで理解しておけば良いのかということが1点。それから3ページ目、今吉田委員がおっしゃったところですが、先程柿沼委員もおっしゃったように、当初小規模保育事業というところから始めて、将来的に幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行も想定したときに、小規模保育事業をするための施設整備を安心こども基金から拠出して小規模保育事業をやったとして、先の見通しを考えたときに、例えば幼稚園型認定こども園になった方が良いぞとなったときに、あくまで小規模保育事業をやるための基金ということで、整備費を返還しないといけないのか。即答は難しいかもしれませんが、ぜひその辺も道を作っていたかかないと、なかなか前に進めないという現実があると思います。大阪でも、ちょっと違うケースですが、安心こども基金から認定こども園になるということでもらった幼稚園が、幼稚園に戻るならば返還しなさいと言われていたのが、保育所機能を残すのであれば返還しなくてよいとなった例もありますので、その辺も調べていただいて、私たちとしたらやはり将来的な道を残していただくためにも、もし仮にこういう整備金をいただいても、もちろん幼稚園に戻るということであればちょっと話は通らないと思いますが、幼稚園型なり幼保連携型認定こども園になるのであれば、そこは大阪と同じように解釈をしていただきたいというのが2点目です。最後に4ページ目で地方裁量型認定こども園は事業計画

上位置付けないということで、これは非常に素晴らしいと思います。もちろん株式会社、あるいは無認可の保育園でも一生懸命されているところもあると思うのですが、この間北九州の幼稚園さんがおっしゃっていましたが、今無認可の保育所で非常に早期教育的な保育をしているところがあって、具体的には英語の教育をしていて、そこは待機児童がいるということで、申請されて基準をクリアしたら幼保連携型になってしまうと。ここが結局先程も吉田委員もおっしゃいましたが、これから幼児教育、学校教育という中であって、本当にそれがこの時期の子どもたちの教育内容としてふさわしいかと考えたときに、非常に多岐にわたる問題が、ここを緩めてしまうと出てくる可能性がすごくあると思うのですね。だからそういう意味でもこういう地方裁量型を事業計画に織り込まないという風に考えていただいているのは、私は大変素晴らしい大事なことかなと感じております。

○荒木担当課長

1点目でございます。こちらの需給調整は幼保連携型だけでなく、保育所型や幼稚園型も含むとなっております。

○長谷川施設整備担当課長

安心子ども基金の補助を受けた小規模保育事業所が認定子ども園に移行した場合、どうなるかということについてはつぶさに書かれておりませんので、その辺については国に確認をする必要があろうかと思えます。

○藤本委員

幼稚園型も含むとお答えいただきましたけれども、私立幼稚園の中にはスーパーで働いている方も実際に潜在化しているわけで、パートの方もいらっしゃいます。ということは2号という申請をすれば2号認定をもらえる方が私立幼稚園には現に大体3割ぐらいいらっしゃるのですね。その方はたまたま申請していないからですけれども、現状私立幼稚園に2号認定の資格を持っている方がいるということは、そういう意味では幼保連携型の需給調整とはちょっと違うのではないかと。やはりその辺りは我々としては幼稚園として幼稚園型になるということを考えたときには、今までたまたま2号認定の光が当たっていない人が2号認定になるという理解をしているのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○荒木担当課長

幼稚園に2号認定相当の方がいらっしゃるということですよ。その幼稚園さんが幼稚園型認定子ども園に今後なる意向があるということを私どもが把握をする中で、事業計画上それについても京都市が定める数で考慮することとなり、その分も含めて需給調整の対象外という形になります。また、パートの方でも幼稚園預かり保育で対応されるときは2号認定を受けませんが、幼稚園型認定子ども園になると、2号認定になるという理解で結構です。

○藤本委員

幼稚園型の場合、認定を受けるのは都道府県で、申請してちゃんと基準をクリアしてい

れば、なろうと思えばいつでもなれるという理解をしているのですが、それはよろしいですよ。

○荒木担当課長

おっしゃるとおりです。幼稚園型と保育所型については京都府が、現行では認定権者となっております。

○柿沼委員

事業計画のところですけども、2号認定の50%を預かり保育で吸収すると。ただし、利用者が2号認定を選択された場合にはきちんとその分の供給を確保しなければならぬ。それは区域ごとに設定をしていくと思うんですけども、もし認定こども園を選択したときに、もちろん上積みはするんですけども、上積みしてももう十分供給が確保されている場合には、認可をすると2号の供給が過多になって、需給バランスが逆に崩れてしまうので認可しないという認識だったのですが、そうではなくていつでも認めるという話なのでしょうか。

○荒木担当課長

5箇年の計画になりますので、まずは5箇年の中で京都市が定める数を定めることとなります。その定めた数の範囲内では供給量の方が多い状態になっても、保育部分については幼稚園から移行する認定こども園分だけになります。2号、3号分の数については認めていくということになっています。

○柿沼委員

その場合の利用人数というのはある程度制限がかかってくるのでしょうか。

○荒木担当課長

その数をどれだけにするかというのを計画上定めていくこととなります。ただこれを具体的な数にするのか、それとも先程例として申上げましたが、移行する幼稚園の学級数に35を乗じて得た人数というような考え方を示すのか、いずれにしても供給過剰であっても移行する幼稚園があるのであれば、その分は認めていくという仕組みになります。

○柿沼委員

その場合、施設側が認定の申請をするときに利用人数等を設定することになると思うんですけども、それによってはある程度先にやった方は認めるという形にされるのでしょうか。それとも利用定員には制限がかからず、言われただけ認められるのでしょうか。

○荒木担当課長

定めた数までは認めていくこととなります。しかし実際には、無茶な数を作っても園児は来られませんので、例えば200名定員の幼稚園が100名2号、3号の枠を取りたいと言っても、それだけの子どもは来られないと思いますので、その辺りは個別に話をする中で調整をしていくのかなとは思っています。

○柿沼委員

分かりました。

○吉田委員

確認を正確にしておきたいと思いますが、この都道府県計画等で京都市は政令市ですから、京都市が認定こども園を増やすための数を計画で設定する。その際の1つのベースになるのが今行われている意向調査でございますから、意向調査で認定こども園を考えていないという方が、例えば4、5年経ってやっぱり私はなりますと言ったときにそれはなれない可能性がかなりあると考えるのが正しいのだと思っています。意向調査は来年春だけではなくて、5年の計画期間中に認定こども園になりたいかどうか、これが計画で定める数に反映されますから、ならないと言いながら3、4年経って気が変わって、なりますと言ったときには、それは当然そこでは一定の需給調整はかかるということで理解するのが私は正しいと思っています。その際にあくまでも認定こども園は何型であろうと基本的に1号、2号、3号を受入れることができ、3号認定は受入義務じゃないと。幼保連携型あるいは保育所型では1号認定は必ずしもいなくても良いと。そういうバリエーションの中で、しかしどの類型であれ認定こども園を増やしていくことが前提の計画ですから、その基本性は、これは国の制度なのでそこは共通理解してもらった方が良いのではないかなと思います。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上です。今吉田委員から良い質問があったのですが、この辺は皆さん関心があって、移行を考えておられる、今迷っておられる方の大きな課題だと思うのです。何年か経って移行したいと手を挙げても、そのときはさっきの需給バランスがあっていたらもう無理なんだということが示されたのですが、どういうレベルで今のことをお話になったのでしょうか。例えば毎年見直していくと、そして例えば平成29年になって認定こども園、小規模保育が相当出てきて、今後は無理ですよと。これからは認めませんよと。例えば34提供区域の中で、ここの地域は認めますが、ここは認めませんということが出てくるのでしょうか。

○荒木担当課長

どのような形で提示するかになろうかと思いますが、この計画につきましては先程もございましたが、毎年この子ども・子育て会議を開催し検証作業をする中で、必要があれば、計画期間5年の間に、見直しをしていくというような仕組みになっておりますので、その辺りではそういったものもお示しすることになるかもしれませんが、まずは一旦、今回は来年1月に事業計画を策定し、確定して参りたいと考えております。

○藤本委員

幼保連携型にやみくもにどんどん後からでもというのは井上委員がおっしゃるのもよく理解できるのですが、ただ吉田委員がおっしゃったように、もちろん国はそういう施策をしていますが、やはり地域、都道府県によってずいぶん事情が違うということが1点。吉

田委員の首都圏と京都というのは大きく違うというところと、それから京都は認定こども園が元々なかなか増えていない、そういう地盤があるというところで、これからの認定こども園への移行を最初の意向調査で全てを縛るような言い方をされると、やはりそこは今まで培ってきた民間の保育園と幼稚園と行政との関係性の中でしっかり私たちは協議をしていただけるものと考えています。それから幼保連携型というのはやはり認可の保育園になるわけですが、幼稚園型というのは基本的に認可の保育園ではないわけですので、ここはやはり幼保連携型と幼稚園型の認定こども園というのは性質を異にしているという風に私たちは思っていますので、そのことも申し述べさせていただきたいなと思います。

○白井委員

京都市昼間里親連絡会の白井でございます。先程来、器がたくさん増えて、箱ものが増えても、日本創成会議が5月に発表されましたように、人口減社会になってきたと。本当に出産の中心世代である若年女性も減少で、本当に危機の状態にあると。ずっと以前から申上げていますように、担い手が人口減少して、超人手不足なのです。加熱する人材争奪戦の中で、保育士とか看護師とか介護士とかそういう人の手が必要な職業の担い手がいないのです。その辺をどのように考えていらっしゃるのかなという風に思います。やっぱり人が人を育てる中で、本当に数ではなくて質、資質、能力が必要になってくるのです。この人手の最大の課題の背景には保育士不足があり、そして定着しない人材がある。私どもは京都市の昼間里親ですから、昼間里親は保育士もやり、園長もやり、調理師もやり1日中守っていますから、保育士に仮に色々な人がいても何とかなっております。安心した保育を長時間守ってはおりますけれども、本当に現場は疲弊していると思います。その辺の実態を、ここには現場の保育士さんもおられないのであれなのですけれども、現場の保育士さんは本当に頑張っていると思います。大変な状態の中に子どもたちは置かれていると。先程から御議論されておりましたように、私、幼稚園も保育所もそれぞれの素晴らしいところがあると思うのです。だから幼稚園の機能も、保育所の機能も、保護者さんが多様なニーズに基づいて選択をされる。私の園で言いますと、半分は卒園後幼稚園に行かれるのです。その頭の中には、地域差があるのですが、附属があるんですね、保護者の方半分ぐらいは。その附属に入るまでに幼稚園でお待ちになるとか、保育所でお待ちになるとか、そういうすごく教育熱がおありになる方もいらっしゃる。そして本当に子どものことを思って保育所を選ばれる、園もたくさん色々なところを回って、何十箇所も回って見られる。そして園バスを待っているところへインタビューまでして、そこのお母さん方の質を調査されるお母さんもおられる中で、本当にお母さん方はお子さんのために園選びに一生懸命になっていらっしゃるのです。その中でもどういった保育士さんが保育をされているのか一生懸命考えて選んでおられるお母さん方がたくさんおられるということを知っていただきたいと思います。

○上田保育課長

ありがとうございます。今白井委員から大変貴重な御指摘をいただいたと思っています。

今たまたま議題が提供体制のところですので、そのところに集中した議論をしていただいているところなのですけれども、トータルで見たときにももちろん人材確保ということが無ければ提供が成り立たないわけですのでございますし、また量だけではなくて、質の確保、質の向上ということも非常に重要な観点だという風に思っております。こういった取組をしていったら良いかということは事業計画の中では必ず書かないといけないことにはなっていないのですけれども、未来こどもプランの中ではそういった視点での御意見もいただいでいて、具体的な取組に何か繋げていけないのかなということは検討していきたいと思っております。

○丸橋委員

NPO法人おふいすパワーアップの丸橋です。素朴な疑問なのですけれども、日々お母さんたちと接して、相談を受けている中で、新制度がどうなるのかお母さんたちに不安がたくさんあって、先日京都府から受託しているマザーズジョブカフェのセミナーに保育課さんが来てくださりまして、そこではやっぱりお母さんたちにしたら新制度本当にどうなるんですか、いつ頃はっきり何が分かるのですかと。今日私が相談を受けた方も、幼稚園の年中組に上の子がいて、下に2歳の子がいるけれども、生活が苦しくてどうしたらいいですかとばかり言われて。いつ頃、どのようにお母さんたちにはっきり示していただけるのか。そして不安が無くせるのか。児童館とかに園選びの講演に行かせていただくのですが、今まであまり思ってなかったのが、正社員で育休中の方が幼稚園に入れて復帰するにはどうしたら良いですかと続けざまに聞かれることがあって、認定こども園とか色々なことが変わるんだろうということを皆さん思っておられるようです。色々な情報が交錯していて、親はどういう風にしたら良いのか、色々素朴な疑問もたくさんあるのかなと。いつ頃どのようにきちんとした説明で、こういう風になりますというのが親に届けられるのかということが最近すごく思っていることです。なかなかこういう議論は決まらないのですが、一番困って不安なのは親なので、見通しがあればまた教えていただければと思います。

○荒木担当課長

丸橋委員からの御質問なのですが、新制度はまだ決まっていないことが多いので、全てが全てこうなりますということをお示しすることは現段階では難しいかなと思うのですが、一方で支給認定事務が新たに始まるということがございまして、その部分については9月頃から各保育園、幼稚園さんの協力をいただきながら、市民しんぶん、パンフレット等も含めてお知らせしていく準備をしているところです。明らかになっていることからにはなりますが、順次なるべく色々な機会を通じて広く広報等していきたいと思っております。

○柿沼委員

業務計画の記載内容のイメージのところ、将来的な認定こども園への移行とありますが、これは一定期間の認定こども園への移行も入ってくるわけですね。また、幼稚園からの移行だけになっていますが、今保育所からの移行というものもどんどん申請が多くなっ

ているので、これはあくまでイメージで、保育所も入ってくるということでもよろしいですよ。あと、1号認定の量の見込みが減っていくという中で、先程の需給調整ですけれども、保育所から移行した認定こども園も1号認定を預かるので、きちっと需給調整をしていかないと供給過多になってしまうので、よく考えて需給調整と認定こども園の数の設定をしていく必要があると思います。後は幼保連携型認定こども園への移行について、保育所からだろうと幼稚園からだろうと、元々施設がありますけれども、幼保連携型認定こども園というのは全く別の認可施設になりますから、どちらから移行したものが、数がいくつになるというものではないのかなと思うのですが、ちょっと確認です。

○荒木担当課長

4(1)のことで、吉田委員からもございましたが、ここには保育園からの移行について入っておりませんでしたので、おっしゃるとおり入れていきたいと思っております。また、需給調整の考え方につきましても今日初めてお示しさせていただいたところですので、今後御意見をいただきながら具体的な良いやり方を考えていければと思います。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。

それでは次に進ませていただきます。3つ目の議題、「地域子ども・子育て支援事業の提供体制」について事務局から説明をお願いします。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制について

事務局（澤井企画・民営保育園担当課長，有澤担当課長）から、資料3-1～資料3-5を用いて、地域子ども・子育て支援事業の提供体制について説明。

○安藤部会長

ありがとうございました。ただいまの議題について、御質問等ございますでしょうか。

○井上委員

京都市保育園連盟の井上でございます。時間外保育，延長保育ですが，保育所のままで残っていた場合でもここは今までどおり直接契約になるのですか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

地域子ども・子育て支援事業については詳細な要綱等が示されておりましたが，おそらくそのような形であると考えております。

○井上委員

ということは一時預かりについても同様と考えて良いですか。

○澤井企画・民営保育園担当課長

そうです。

○吉田委員

要望です。事業計画に盛り込む形としてはこれで結構だと思いますが，資料3-1利用

者支援に関する事業ということで、区役所・支所単位でこういう形でしっかり利用者支援をしていただければ十分だとは思いますが、そうは言っても利用者からすると必ずしも家から近いわけではないので、運用上ですけれども地域子育て支援拠点事業であったり、あるいは認定こども園は子育て支援が必須でございますので、それぞれの拠点、拠点で可能な範囲でネットワーク的に利用者支援を実施し、より専門的なところを福祉事務所でやるという風に含んでいただければありがたいと思います。

○川島委員

市民公募委員の川島でございます。質問です。利用者支援に関する事業のところなのですけれども、保育園に入りたいときの入所面接だけでなく、これからは保育時間を認定していくということも新制度の中では大きな役割になっていくと思うのですが、そのときに第一線で利用者に対応する職種の人というのはこのケースワーカーになるんですね。このケースワーカーの対応如何によって本当に色々なことが起こってくるんじゃないのかなと今までの経験からしても思うのですが、このケースワーカーの人たちの資格というのは京都市としては何か考えておられるのでしょうか。

○上田保育課長

今現在ケースワーカーは、社会福祉主事任用資格等を一定考慮した配置をしているのですが、何か専門的な免許や資格を持った者を必ず充てるというような取扱にはなっておりません。それを何か劇的に変えていくところまでは今検討に至っている状況でないもので、我々職員が異動でその任務につくというのが基本的なイメージかと思います。

○川島委員

そこで研修等をしっかりしていくということですね。

○上田保育課長

そうですね。ケースワーカーには必ずしも専門職が就くことにはなっておりませんが、京都市の中で他に専門職がいる職場がたくさんございます。保健師でありますとか、保育士でありますとか、そういったような職種がたくさんおりますし、児童福祉センター等の専門機関もありますので、そういったところも含めて研修等をしていくことを考えていきたいと思います。

○柿沼委員

幼稚園型の一時預かり、資料3-4なのですが、例えば園児以外の0~2歳を受入れるとすると、面積だけクリアしていても、幼稚園の施設は0~2歳の子どもにとっては使いにくいとかいったこともありますので、その辺も配慮された方が良いのではないかなと思います。

○有澤担当課長

時間の都合で説明できなかったのですが、まだ国からは平成26年1月24日付けの内閣府資料以降届いておらず、今回はそれに基づいて作成したもので、また資料が届き次第その辺りについても検討させていただきたいと思います。

○上田保育課長

先程の川島委員からの御質問に対する回答を補足させていただきたいのですが、京都市では一般事務職として通常の行政職の他に福祉職という福祉に関する履修等を深めている人たちを対象にした職種を数年前から設けております。必ずこの子ども・子育て支援の関係のケースワーカーになるとは決まっておらず、他の生活保護等の施策も含めてではあるのですが、そういった職種も含めて検討させていただきます。

○安藤部会長

他にございませんでしょうか。

それでは次に移らせていただいてもよろしいでしょうか。それでは4番目の「京都市未来子どもプランの次期プラン」について、事務局から説明をお願いします。

3 京都市未来子どもプランの次期プランについて

事務局（上田保育課長）から、資料4-1～資料4-3を用いて、京都市未来子どもプランの次期プランについて説明。

○安藤部会長

ありがとうございます。今の議題について、御質問等があればお願いします。

今構成案等をお話してもらったわけですが、これ以外にもこういった取組が必要ではないかというような御意見があれば入れていただければと思います。

○藤本委員

次期プランの全体像がここには載っていないので、この部会に関係するところだけという取り上げ方だと思うのです。そういう意味ではもちろん理解はできるのですが、ここが安心して子育てできる幼児教育・保育の充実という項目であるということをも十分分かったうえなのですが、そこで施策を展開する今後の方向性がやっぱり最初に量の拡充かと。もちろんそうなのでしょうけれど、一方ではどこかの項目で真のワーク・ライフ・バランスということがあって、働き方の見直しということがあると思うのですが、そこそこが本当に連動するようなことがどこかでシンプルに見えるようにしていただかないと、一応プランの中でこれをうたっていますよということだけで、ちゃんと盛り込んでますということになっては何もならないので、もちろん必要な方への必要なサービスということも大事ですけれども、その一方でやはり働き方の見直しをしながらやっていくということが今後の少子化の対策の1つの大きな柱にもなっていくと思いますので、ここに書き込むのはなかなか難しいのかもしれませんが、その辺りが本当に項目としてばらばらにあるのではなくて、きちんと連動した形で一般の方が見ても分かるような示し方というのを是非していただきたいなと思います。

○上田保育課長

ありがとうございます。ワーク・ライフ・バランスの関係につきましては、社会環境づくり部会の方で御議論いただいているのですけれども、そことどう繋がっているのかとい

うことが分かるように書かせていただく工夫は是非していきたいなと思います。

○加藤委員

佐々木化学薬品の加藤でございます。保育士さんのお辞めになる理由というのが今回初めて分かったのですけれども、当社でも保育士さんの免許を持っておられるのですが、会社にお勤めの方が今までで3名いらっしゃいます。私たちサラリーマンにとったら保育士の免許を持っておられて、とても夢のある職業でうらやましいなと思ったりしていたのですけれども、なんで辞めたのと聞くと、1人はやはりしんどかったというのを言っていたのと、1人は幼稚園に勤めていたのですけれども、年長さん、5歳児さんを送った後で何かやりきったという風に言っていて、こちらで見ているとそういうのもあると思うのですけれども、当社の給与も決して良いわけではないのですが、やっぱりサラリーマンなので、休みがみんな決まって取るものですから取りやすくて、気を使って休まなくて良いのが当社に来ている人の理由なのかなと思うのです。もう少しその辺を考えて休みやすくしてあげると、もうちょっと続けられるのかなとこの表を見て思いました。

○升光委員

次期プランのことですけれども、藤本委員もおっしゃっていたように、テーマが安心して子育てできる幼児教育・保育の充実ということで、具体的にこういう形で色々と施策や取組が挙げられているのですが、その幼児教育・保育の充実が安心して子育てできるということバックアップしていくという側面を強く盛り込んでいくべきなのかなという気がするのです。ですから、幼児教育・保育の充実というのは施設で受入れるニーズに応えるということだけではなくて、子育てをしている家庭を文化として支えていくことが幼児教育・保育の施設の役割であるという事柄が盛り込まれたときに、もう少し次期プランがワーク・ライフ・バランスに繋がる気がしています。ですからニーズ調査なり、先程も御議論になった需要と供給の問題に終始するのではなくて、未来のニーズを新たに作り出していく力にならないと次期プランとしての意味が無いのではないのかなという気がします。何とかそこを盛り込んでいけないかなと考えていきたいなと思いました。

○柿沼委員

次期プランの重点課題の構成についてなのですけれども、認定こども園を普及させていくということも国が大きく掲げていて、せっかく京都市でも認定こども園が産まれたので、一定施策や取組の中、例えば保・幼・小・中の連携推進や保育所、幼稚園等における地域子育て支援の充実というところなどに認定こども園を盛り込む方が良いのかなと思います。色々なところに認定こども園というものが出てこない、むしろこれは次期プランですから今後増えてくるということも想定して、等という中に含まれている認定こども園を前に出すことも大事なんじゃないかなと思います。

○安藤部会長

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

先程ちょっと加藤委員さんから出たのですけれども、資料4-2で保育士の養成の数が

出ておりますが、これは政令指定都市に限定したもので、例えば長岡京市とか向日市とかこの辺りも通勤範囲に入りますので、そういう意味で言えば今近畿の養成校は約100校あります。ここにありますように大阪のようなすごい人数を養成している地域もありますけれど、それでも養成校自体はどんどん増えてきているので、後はそれをどう幼稚園を含めて引き込んでいくか、それを学生の意識だけでなく、実態が意識を反映しているという部分もあるように思いますので、両方から検討していく必要があるのではないかなという風に私は思っております。

何か他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではここで終わらせていただきたいと思います。皆さんの熱心な、あるいは積極的な議論をいただきましてありがとうございました。毎回これぐらいになったら良いのになという気持ちを持っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○安見課長

安藤部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、本日も遅い時間まで活発な御議論をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

以上で、第7回幼児教育・保育部会を終了させていただきます。